

「裁判員制度」についてのアンケート

<調査概要>

調査方法: インサーチモニターを対象としたインターネット調査
分析対象者: 札幌市内在住の20歳以上男女
調査実施期間: 2009年11月10日(火)~11月11日(水)
有効回答者数: N=450

全体	450名	100%
男性	211名	47%
女性	239名	53%

実施機関: 株式会社インサイト

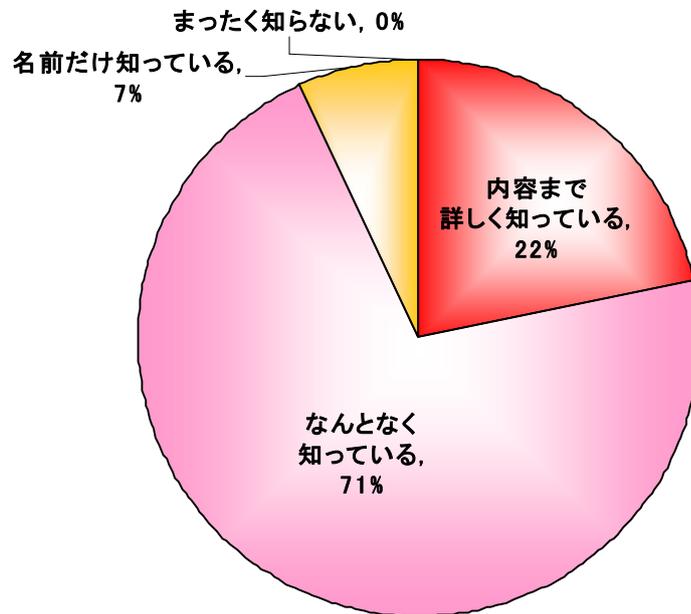
<結果の要約>

- 「裁判員制度」について、「内容まで詳しく知っている」のは全体の22%。「なんとなく知っている」のは全体の71%。「名前だけ知っている」のは7%。
- 裁判員に選ばれた場合の参加意向は、参加意向者(「ぜひ参加したい/どちらかというに参加したい」回答者)は42%、不参加意向者(「まったく参加したくない/どちらかというに参加したくない」回答者)は58%と不参加意向者が参加意向者を上回る。

参加意向の理由は、「めったにない良い経験ができると思うから」(62%)が上位に挙がり、次いで、「裁判に関心があるから」、「社会勉強ができるから」が続く。
一方、不参加意向の理由は、「人を裁くことに抵抗がある」(76%)が最も上位に挙がる。次点は、「自分の判断に自信が持てないから」(53%)、「法律の知識がないから」(47%)、「仕事や生活に影響するから」(45%)、「有罪/無罪の判決が難しいから」(45%)が続く。
- 全体の半数以上(53%)は、裁判員制度によって、裁判に一般市民の感覚が反映されると感じている。
- 一方、全体の63%は、裁判員に選ばれた場合、何かしらの「不安がある」と答えている。
具体的には、“正しい(公正な)判断ができるか”、“仕事/生活への影響”、“関係者からの逆恨み”、“人を裁くことへの不安”などの声が挙げられた。
- 「裁判員制度」に賛成しているのは全体の32%(「賛成/どちらかというに賛成」回答者)。反対は全体の31%(「反対/どちらかというに反対」回答者)。中立は全体の37%(「どちらともいえない」回答者)。
賛成、反対、中立の割合はほぼ均等に分かれる。

【「裁判員制度」の認知】

Q: あなたは「裁判員制度」についてどれくらい詳しく知っていますか。

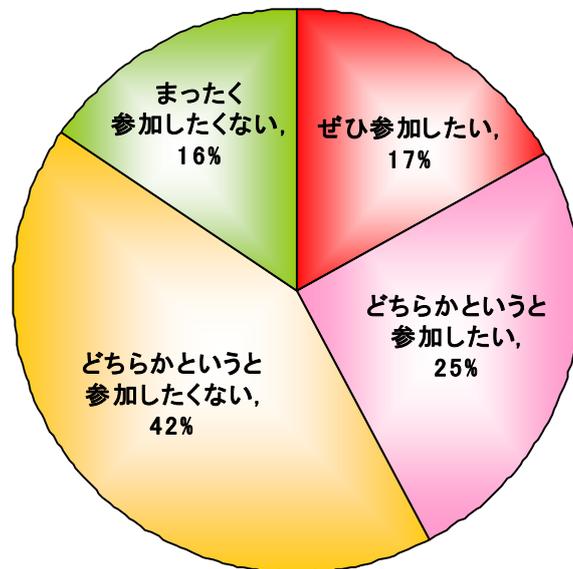


※Base: 全体(N=450)

➤「裁判員制度」について、「内容まで詳しく知っている」のは22%。「なんとなく知っている」のは71%。「名前だけ知っている」のは7%。

【裁判员裁判の参加意向】

Q:あなたが、裁判员に選ばれたら、裁判に参加したいと思いますか。



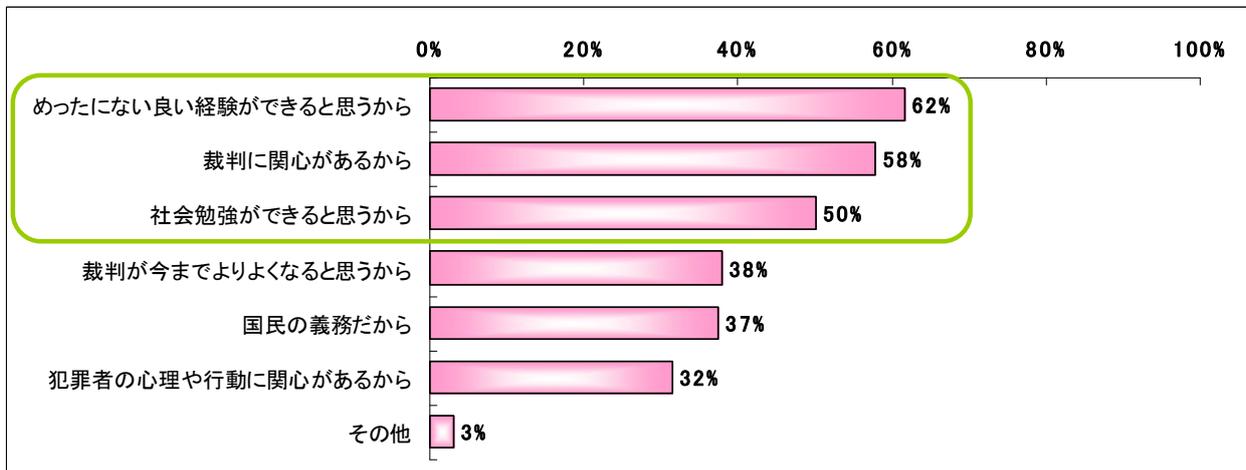
※Base: 全体(N=450)

- 裁判员裁判に参加したい(「ぜひ参加したい/どちらかというに参加したい」回答者)は42%、一方、参加したくない(「まったく参加したくない/どちらかというに参加したくない」回答者)は58%と不参加意向者の割合が参加意向者の割合を上回る。

【裁判員裁判の参加意向の理由】

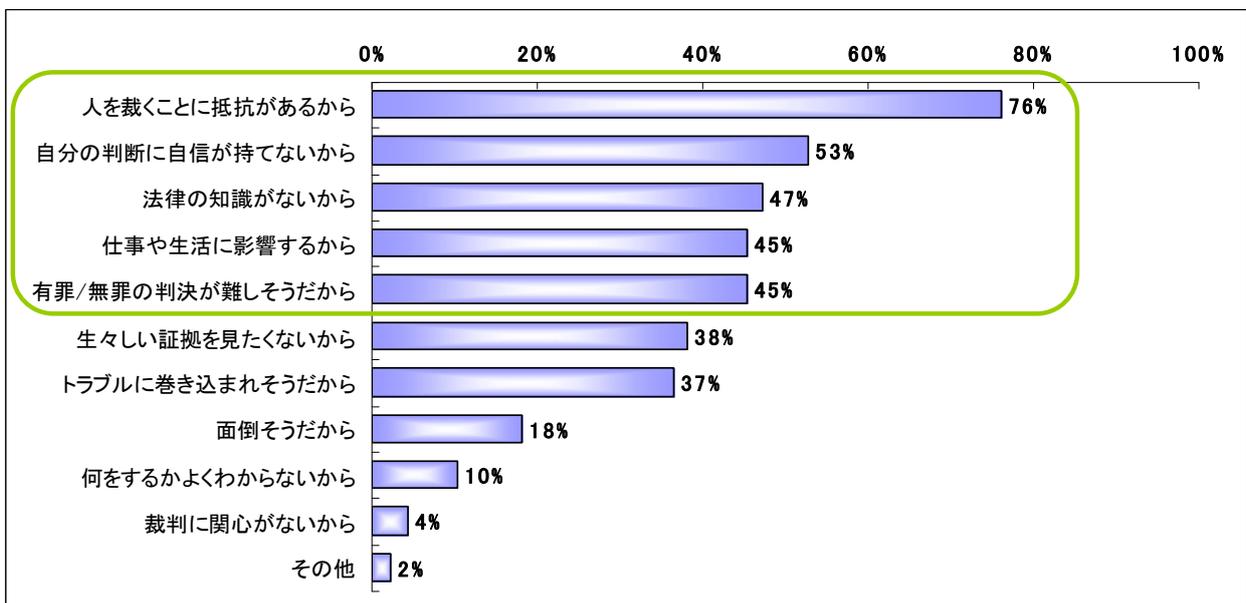
Q:あなたが、「参加したい/参加したくない」と思う理由をすべてお選びください。(いくつでも)

参加したい理由



※Base:「ぜひ参加したい/どちらかというに参加したい」回答者(N=190)

参加したくない理由

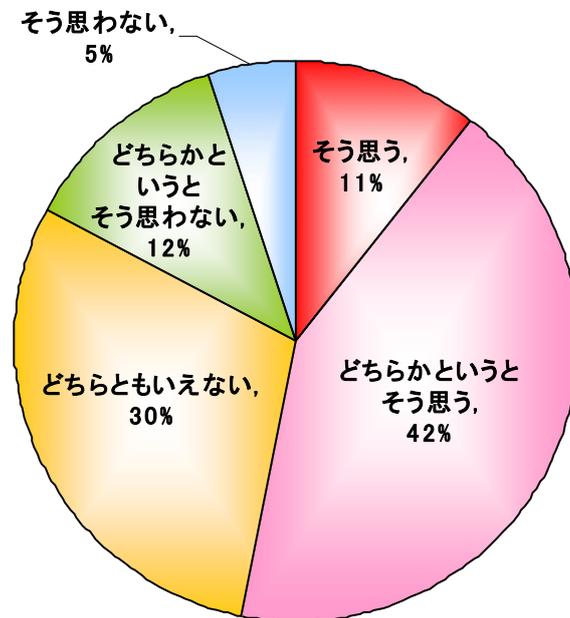


※Base:「まったく参加したくない/どちらかというに参加したくない」回答者(N=260)

- ▶ 裁判員裁判に参加したい理由として、「めったにない良い経験ができると思うから」が上位に挙がり、「裁判に関心があるから」、「社会勉強ができると思うから」が続く。
- ▶ 参加したくない理由としては、「人を裁くことに抵抗があるから」が最も上位に挙がる。次点に、「自分の判断に自信が持てないから」、「法律の知識がないから」、「仕事や生活に影響するから」、「有罪/無罪の判決が難しいから」が続く。

【一般市民の感覚が反映されるか】

Q:あなたは、「裁判員制度」で一般市民の感覚が反映されると思いますか。

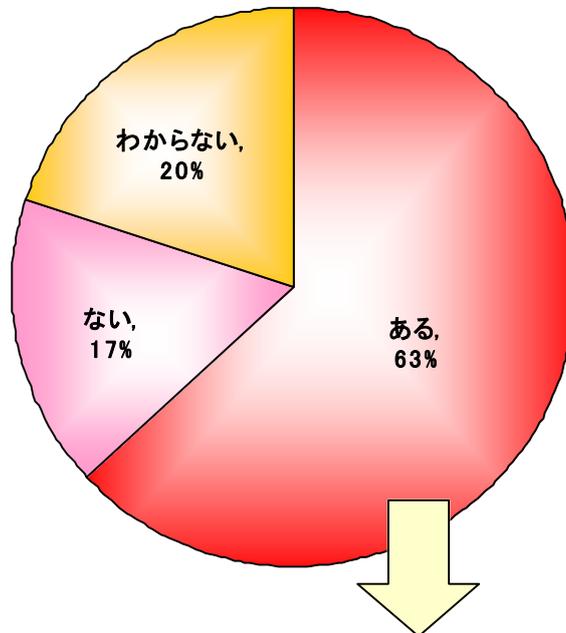


※Base: 全体(N=450)

➤ 全体の53%は「裁判員制度」によって、一般市民の感覚が反映される(「そう思う/どちらかというそう思う」回答者)と感じている。

【裁判員に選ばれたら不安があるか】

Q:あなたが、裁判員に選ばれたら、何か不安に感じることがありますか。



※Base: 全体(N=450)

■具体的な不安に感じること

【主要意見】

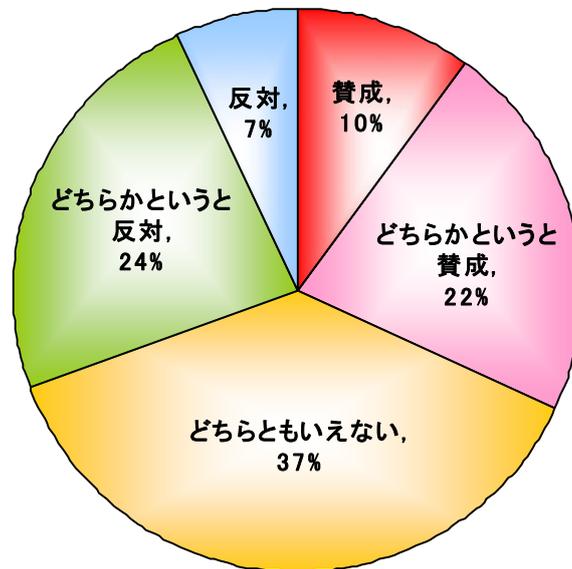
- ・正しい判断が出来るか非常に不安。(50代女性)
- ・その裁判の内容で、死刑か否かを判断しなければいけなくなった時に、自分の判断で一人の命を奪うことになってしまったりすることが、正直怖い。(20代女性)
- ・感情を挟まず、正しい判断が出来るか不安。(30代女性)
- ・自分の意見が偏っていないか。(20代女性)
- ・判断を下した後に、自信が持てず、後悔するのではないだろうか。(30代男性)
- ・自分に人を裁けるのか、被告から逆恨みされるなどトラブルに巻き込まれないか。(20代男性)
- ・家事や子どもの預け先等をどうするか。また正しい審判が自分にもできるのか、その責務を果たせるのか。(40代女性)
- ・子供の預け先など。(30代女性)
- ・正当な判断が出来るのか。仕事を休めるのか。(30代女性)
- ・仕事への影響。(40代男性)
- ・仕事を休むことで自分の生活に支障が出るのではないのかという不安。(20代女性)
- ・逆恨みが不安。(30代男性)
- ・刑事裁判に参加したということで匿名ではあるが、後から納得のいかない判決だった場合、被害者側からも、加害者側からも逆恨みされるのではないかと思う。(30代女性)
- ・裁判にかかわることで自分や家族の身に危険が及ぶようなことが起きたらどうしよう・・・という不安はあります。(40代女性)
- ・人を裁く事に不安。(50代男性)
- ・法律の知識がないのに人を裁けるかという不安。(40代女性)

➤ 全体の63%は、裁判員に選ばれることに何かしらの不安を感じている。

具体的には、“正しい(公正な)判断ができるか”、“仕事/生活への影響”、“関係者からの逆恨み”、“人を裁くことへの不安”などの声が挙がった。

【「裁判員制度」の賛否】

Q:あなたは「裁判員制度」に賛成ですか、反対ですか。



※Base: 全体(N=450)

➤「裁判員制度」について、賛成派(「賛成/どちらかというと賛成」回答者)は全体の32%。反対派(「反対/どちらかというと反対」回答者)は全体の31%。中立派(「どちらともいえない」回答者)は全体の37%と、賛成派、反対派、中立派の割合は、ほぼ均等に分かれる。

【「裁判員制度」賛否の理由】

【主要意見】

◆賛成派(「賛成/どちらかという賛成」回答者)

- ・一般の市民の感覚を裁判に反映することは大切なことだと思います。(50代男性)
- ・罪の重大さを国民も理解し一緒に考えるべきだと思うから。(20代女性)
- ・司法だけではなく、一般市民の気持ちも反映した判決が望ましいから。(40代男性)
- ・よく一般の常識とはなれた判決があるので、市民の意見が少しは反映するのではないか。(50代女性)
- ・民意を反映させるということ事態は大変良いことだと思います。しかしその一方、様々なところでも言われているように、一般人がきちんと判断できるのかという点や、裁判員になった人の情報が本当に守られるのかという点では不安が残る。(30代男性)
- ・世間で起こっている事件をニュースの中の出来事としてではなく、身近な出来事として真剣に考える必要があると思うから。(40代女性)

◆中立派(「どちらともいえない」回答者)

- ・民意が反映されるのはいいことだと思うが、感情に偏った判決や被告の逆恨みを恐れて正当な判断ができない恐れがあるから。(20代男性)
- ・裁判員制度に賛成の人や反対の人、それぞれの意見を新聞などで読むと、どっちにも納得してしまう。(40代女性)
- ・国民の一般常識が生かされるのもいいが、人が人を裁くことの重大さを考えると国民も、ある範囲での専門の知識や洞察力が優れていないといけない。(50代女性)
- ・法律を良く理解していない状態で人を裁く事が本当に出来るのか疑問。ただし、第三者の立場で裁判に参加する事により、国民が法律に関心を持つ事になる側面もあり、どちらともいえない。(40代男性)
- ・複数の一般市民の目から見ると、という面では良いと思うし、裁判を身近に感じられる。しかし、良い結果につながるかどうかは疑問。選ばれた人の負担にもなると思うから。(30代女性)

◆反対派(「反対/どちらかという反対」回答者)

- ・自分が、万が一、過ちを起こしたら、素人なんかには裁かれたくないというのが正直な思い。(40代女性)
- ・罪人とはいえ、私達一般人が人を裁くことは困難かと考えるから。(40代男性)
- ・時間を拘束されると仕事に支障がある。(30代男性)
- ・自分で選んだ専門職による責任であれば、重圧にも納得できるが、専門知識に乏しいものが裁判を行ってよいものか、甚だ不安。(30代女性)
- ・人を裁く重みを考えると、素人が手を出して本当に良いものなのか疑問です。感情的なものが入ってしまったりするのではないかと思います。(20代女性)
- ・素人には難しいと思う。素人の判断が「加味」されるのはいいかと思うが・・。(50代男性)

※本ページに掲載されている調査結果は、出典先を「マーケティングリサーチシステム インサーチ」と明記の上、自由にご利用ください。

<その他のお問い合わせ先>

株式会社 インサイト インサーチ事務局

e-mail : info@insearch.jp